

一般調査部門の取組（試行）本格化

# 税務CG、対象法人の 拡大が秒読み段階に

調査部特官（特別国税調査官）所掌法人以外の法人への「税務CGの充実に向けた取組」の拡大を図る国税当局が、庁指示の下、調査部一般部門における当該取組の試行に本腰を入れているようだ。本特集では、令和6事務年度から調査部一般部門（調査第二部～第四部）の各調査総括課に「CG担当」を配置し、一般部門所掌法人に対して「特官所掌法人と同等の取組」を行っている東京国税局の試行、実地調査着手法人のうち東証プライム法人を対象に試行を実施している名古屋国税局の取組について、Q&A形式で紹介する。



東京局の令和6事務年度における試行の内容は？



東京局は令和2事務年度から「税務CGの充実に向けた取組」の対象拡大に向け、調査部一般部門（調査第二部～第四部）が所掌する法人に対して当該取組の試行（税務CGの試行）を実施しています（本誌1018号特集参照）。令和6事務年度の税務CGの試行では、「特官所掌法人と同等の取組」が行われ（図1参照）、一般部門の各調査総括課には「CG担当」（統括官のフォローアップ等を担当）が新たに配置されています（図2参照）。

特官所掌法人と同等の取組では、特官CGと同じ評価書を使用し、調査法人に評価結果を伝達できる程度の評価（精緻な評価）が実施され（試行のため正式な「評価結果の通知」は行わない）、税務CG確認表の項目も前年の18項目から31項目に増加しています。また、トップマネジメントとの面談担当者は各部部长となります（令和5事務年度の試行では統括官が面談）。



試行を目的とした調査事案の選定は行われますか。



試行対象法人は、実地調査を行う法人のうち「対象法人名簿」（調査管理課企画係から調査総括課CG担当に配布）に記載がある法人とされ、統括官には、試行を目的とした調査事案の選定は行わないことが周知されています。

なお、調査第二部～第四部の各調査部門で決定した試行対象法人については、CG担当が「試